

水戸・勝田都市計画地区計画の決定（茨城町決定）

都市計画茨城町役場周辺地区地区計画を次のように決定する。

名 称		茨城町役場周辺地区 地区計画	
位 置		茨城町大字小堤字走り下，押堀の各一部	
面 積		約7. 1ha	
地区計画の目標		<p>本地区は，茨城町の中心に位置し，町役場や総合福祉センター，町立図書館が立地する地区である。</p> <p>本地区は，近隣商業地域に指定されている地区内において，公共公益施設等の集積による行政サービス拠点としての機能の維持・充実を図ることを目標とする。</p>	
及び 保全 の方 針	区域の整備・開発 土地利用の方針	現に形成されている公共公益施設地区としての環境が損なわれないよう，周辺環境と調和した土地利用とする。	
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に整合した地区を形成するため，建築物の用途の制限を定める。	
地区 整備 計 画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅 ・共同住宅，寄宿舎又は下宿 ・店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積が500㎡を超えるもの ・ホテル又は旅館 ・ボーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設 ・カラオケボックスその他これに類するもの ・マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これに類するもの ・劇場，映画館，演芸場若しくは観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの ・ナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3で定めるもの ・神社，寺院，教会その他これらに類するもの ・自動車教習所 ・倉庫業を営む倉庫 ・建築基準法施行令第130条の7で定める規模の畜舎 ・工場（建築基準法施行令第130条の6で定めるもの及び建築基準法施行令第130条の5の2第3号で定める店舗に附属する作業場を除く） ・建築基準法別表第2（と）項第4号に掲げるもの

		適用の除外	町長が公益上必要な建築物等で用途上やむを得ないと認め、又は当該地区整備計画の区域内の良好な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合は適用を除外する。
--	--	-------	--

区域は、計画図表示の通り

理由

近隣商業地域が指定されている区域内で、公共公益施設等の区域である本地区において、公共施設等の集積による行政サービス拠点の維持・保全を図る必要があるため、地区計画を決定する。